

けんぽQ & A

Series 4

Q 旅先で、病気やケガをしてしまい、しかも被保険者証カードを所持していませんでした。

医療費はどうすればいいのですか？

A 被保険者証カードを持っていなかったということで、病院には全額お支払いしていただかなければなりません。

**ただ後日、「療養費支給申請書」を健康保険組合に提出すると、健康保険組合から療養費の部分が返還できます。
(被保険者証カードの使用できる範囲のみ)**

**療養費：小学生就学前までは8割
70歳未満までは7割
75歳未満までは一般所得者9割・上位所得者7割**

提出書類

- ・**療養費支給申請書**
- ・**領収書（原本）**
- ・**病院で治療した証明書（領収（診療）明細書）**

注意事項

療養費の支給申請は、病院で支払った日の翌日から2年以内に提出しないと、療養費の返還は無効になりますので、早めの手続きをお願いいたします。